令和8年
秋の全国交通安全運動
実施要綱

運動の目的

本運動は、広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、府民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

運動スローガン

『秋空に　無事故を誓う　京のまち』

実施期間

令和８年９月２１日（月）から３０日（水）までの１０日間

交通事故死ゼロを目指す日　令和８年９月３０日（水）



運動重点

◇　歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

◇　夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

◇　自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

京都府交通対策協議会

歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

◇　歩行者は、

○　夕暮れ時や夜間の外出時には、暗い中でも目立つよう、明るい色の服装を心掛け、持ち物等に反射材用品を取り付けましょう。

○　歩行者等横断禁止場所での横断、斜め横断はやめましょう。

○　歩行中にスマートフォンを操作するなど、注意力が散漫になる行為はやめましょう。

◇　家庭では、

○　こどもの手本となるよう自らが交通ルールを守り、日常生活を通じて、交通事故に遭わないための交通行動を習慣づけましょう。

夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

◇　運転者は、

○　夕暮れ時における前照灯の早めの点灯を励行しましょう。

○　対向車や先行車がない場合は原則ハイビームを活用し、対向車や先行車がある場合はロービームに切り替えるなど、前照灯の切り替えをこまめに行いましょう。

○　お酒に強い、弱いにかかわらず、お酒を飲めば必ず運転操作等に影響を及ぼすので、「このくらいは大丈夫」「少しの距離だから」という考えを捨て、飲酒運転は絶対にやめましょう。

○　スマートフォンなどを操作しながらの運転は、注意力が欠如し事故に直結する危険な違反行為です。ながら運転は絶対にやめましょう。

◇　事業者等は、

○　従業員への夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起を行いましょう。

○　運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務を遵守しましょう。

自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

◇　自転車の利用者は、

○　交通ルールを遵守し、交通マナーを実践するとともに、ヘルメットを着用しましょう。

○「自転車安全利用五則」を遵守し、歩行者や他の車両に配慮した運転を心がけましょう。

◇　特定小型原動機付自転車の利用者は、

○　交通ルールを遵守し、交通事故防止に努めるとともに、交通事故発生時の被害軽減のため、ヘルメットを着用しましょう。

○　特定小型原動機付自転車は安定性に欠け、走行中にバランスを崩して転倒すれば、思わぬ重大事故に発展する可能性があることを認識して運転しましょう。

◇　事業所等は、

○　通勤や業務での自転車利用者にヘルメットを着用させるとともに、必ず自転車損害保険等にも加入させましょう。